

平成30年度 第1回開成町水道事業運営協議会次第

日 時 平成30年5月29日(火)
14時00分～
場 所 議会全員協議会室

1 開 会

2 役員改選

3 町長あいさつ

4 給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について(諮問)

5 会長あいさつ

6 議 題

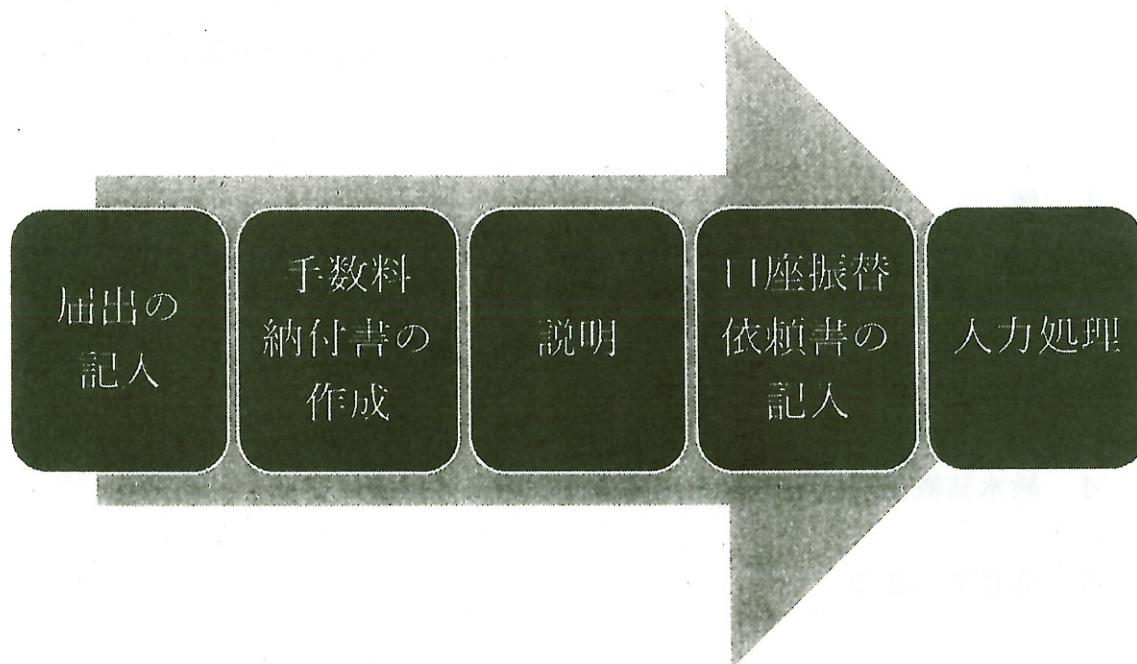
(1) 給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について(資料)

(2) 手数料の見直しスケジュールについて

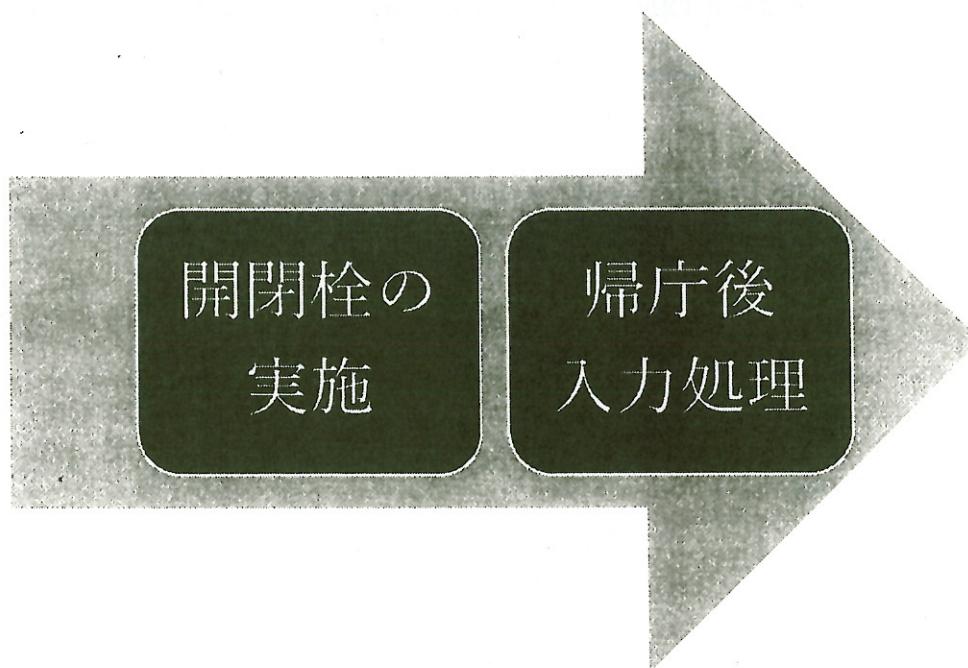
(3) その他

給水装置使用開始・中止の手順について

【受付】1 件あたりの平均所要時間：10 分



【開閉栓～入力処理】1 件あたりの平均所要時間：10 分



給水装置使用開始・中止の申込種類について

パターン①

個人及び法人が賃貸物件の入居時に開始手続。

また、退去時に中止手続。

パターン②

不動産管理会社が、パターン①のような賃貸物件の退去時にクリーニングをするために、開始及び中止の手続。

パターン③

新築物件の建築において、新設の水道メーターを設置する際に開始手続

⇒業者が現地に設置をするので、職員が現場に行くことが不要なことから、手数料は不要。建築中は、業者が使用者として契約することが多い。

完成したら、中止の手續が必要。

⇒中止時には、職員が現地に出向くので手数料が発生。

パターン④

パターン③の新築工事が完成して、所有者で開始をする時の手続。売却等で引っ越しをしない限り、中止の手續はしない。

【開成町水道事業会計】収益的収入の内訳について

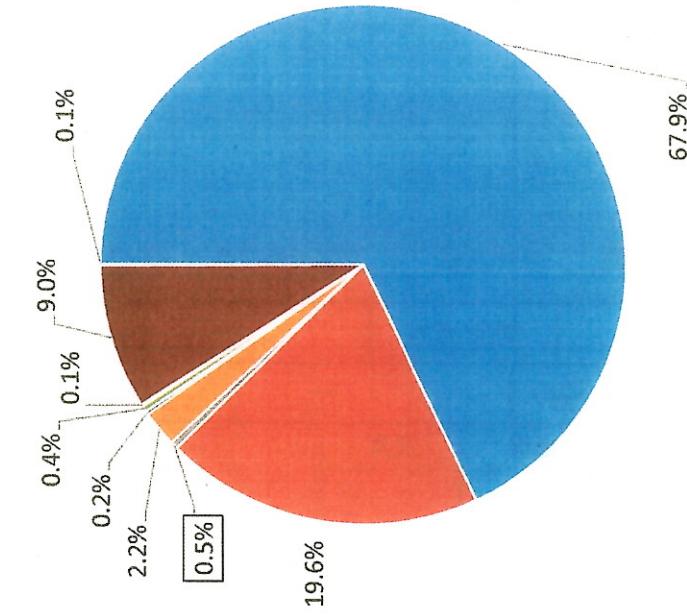
【単位：円】

科 目	H25			H26			H27			H28			H29 (決算認定前)		
	金額	割合	金額	割合	伸び率	金額	割合	伸び率	金額	割合	伸び率	金額	割合	伸び率	
水道使用料	159,335,326	83.7%	157,912,685	66.0%	-0.9%	158,616,261	72.3%	-0.5%	162,807,186	67.9%	2.2%	180,515,420	72.6%	13.3%	
給水工事加入金	19,900,000	10.5%	50,100,000	21.0%	151.8%	31,850,000	14.5%	60.1%	46,900,000	19.6%	135.7%	39,050,000	15.7%	96.2%	
開始・中止手数料	982,100	0.5%	1,211,700	0.5%	23.4%	1,082,900	0.5%	10.3%	1,086,400	0.5%	10.6%	1,200,500	0.5%	22.2%	
その他手数料 (給水工事審査・検査 手数料、下水道微収手 数料等)	8,440,576	4.4%	7,317,695	3.1%	-13.3%	6,695,591	3.0%	-20.7%	5,314,476	2.2%	-37.0%	5,361,706	2.2%	-36.5%	
維収入 (仮設メーター使用料 等)	186,415	0.1%	509,622	0.2%	173.4%	274,763	0.1%	47.4%	557,330	0.2%	199.0%	288,381	0.1%	54.7%	
他会計負担金 (消火栓維持管理費)	883,200	0.5%	885,600	0.4%	0.3%	907,200	0.4%	2.7%	907,200	0.4%	2.7%	909,600	0.4%	3.0%	
預金利息	542,340	0.3%	273,487	0.1%	-49.6%	251,170	0.1%	-53.7%	251,173	0.1%	-53.7%	221,288	0.1%	-59.2%	
長期前受戻入益 (現金が伴わない)	0	0.0%	20,154,358	8.5%		20,006,453	9.0%		21,856,206	9.0%		20,811,569	8.3%		
維収益 (占用使用料、現金が 伴わない納税上の収益 等)	5,712	0.0%	5,77,320	0.2%	10007.1%	19,982	0.1%	249.8%	25,640	0.1%	348.9%	37,267	0.1%	552.4%	
営業外収益	5,33,032	0.3%	21,005,165	8.8%	3732.7%	20,277,605	9.2%	3599.9%	21,3019	9.2%	3918.1%	21,070,121	9.5%	3714.5%	
合 计	190,279,069	100.0%	238,942,467	101.0%	25.6%	219,704,320	100.0%	15.5%	239,755,611	100.0%	26.0%	248,335,731	100.0%	30.5%	

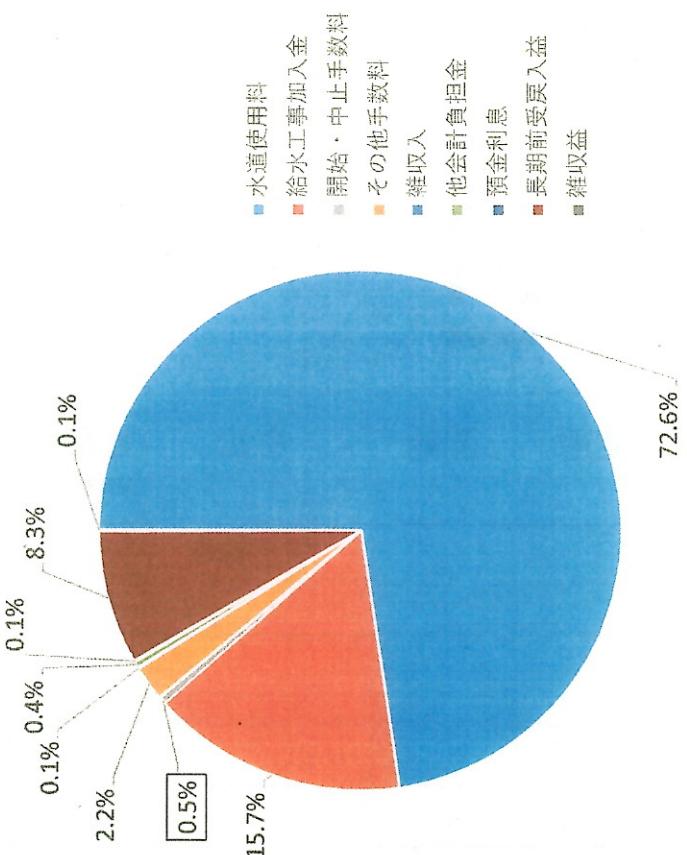
※金額は税抜

※伸び率は、平成25年度分と比較したもの

平成28年度収益的収入の内訳



平成29年度収益的収入の内訳



給水装置使用開始・中止届

年 月 日

開成町水道事業管理者

開成町長 様

届出人 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり 給水装置使用 開始 ・ 中止 を届出ます。

(該当するものを○で囲んでください)

給水装置設置場所	開成町			番地	①								
	戸名・アパート名												
使用者 *届出人と同じときは記入不要	住 所					②							
	フリガナ												
	氏 名												
	電話番号												
使用開始日	年 月 日		使用中止日	年 月 日									
開始メーター指針	m^3	開栓キャップ NO.		中止メーター指針	m^3	開栓キャップ NO.							
備考													
転出先住所 (送り先)													
登録済の金融機関			銀行 ・信用金庫			支店	普通・当座						
コード													
特記事項													
・開始中止届 ⇒ 納付書送付先 (①・②) ・中止届 ⇒ 精算分納付方法(納付書・口座振替)													
水栓番号				検針順序	— — —								
給水装置口径	Φ		メーターNO.	—									
チェック	課長	主幹	担当	課員									

上下水道課

平成30年5月29日

開成町水道事業運営協議会会長

濵谷 晴雄 様

開成町長 府川 裕



給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について（諮問）

開成町水道事業運営協議会に関する条例第2条の規定に基づき、

給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について開成町水道
事業運営協議会に諮問いたします。

諮詢の理由

開成町の水道事業は、平成29年度に浄水場施設整備事業及び耐震管布設工事等の大型事業の財源の確保や企業債残高の圧縮などを目的として、水道料金の改定を実施したところです。一方、給水装置使用開始・中止に係る手数料については、昭和43年の開成町水道事業開始以来、社会情勢の変化に応じた検討もされていないことや役場組織の機構改革が実施されてきたなかでも、改定は実施されていません。

このような本町の現状を勘案し、今後の水道事業における公共サービスの向上と水道事業運営の観点から、給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方についてご審議いただきたく、開成町水道事業運営協議会に関する条例第2条に基づき諮詢いたします。